

# 在宅介護報酬手厚く

## 厚労省改定 特養は「下がり」下げる

一万四千百円前後を八月から入所者に求める。低所得者は免除する。

介護職員は仕事の厳しさに負金が見合っていないと現状では三十万人不足すると推計している。

され、離職率が高い。厚労省は、二五年に二百五十万人の介護職員が必要だが、現状では三十万人不足する

厚生労働省は六日、社会

保障審議会の分科会を開き、二〇一五年度から三年間の介護保険の各サービス

料金を決めた。事業者に支払う介護報酬の改定率を全

て2・27%減とする中、認知症や介護の必要性が高い高齢者でも地域で暮らし続けられるよう、訪問介護

など在宅支援に手厚く配分。人手不足の解消に向

け、職員の賃金が一人当たり平均月一万一千円上がるよう「待遇改善加算」を拡充する。

報酬引き下げは、年十兆

円に膨らむ介護費用の伸びを抑える狙い。在宅に比べると施設サービスの下げ幅が大きく、特別養護老人ホーム(特養)では多くの事業者が減収となる。

特養は厚労省調査で利益率が高かつたため、基本的な料金を5%超引き下げる。職員を増やすなどサー

ビスの質を高めれば報酬の水準を維持できるが、多くの事業者にとってはハードルが高い。その場合、利用者負担は軽くなる。

分科会では委員から「サービスの質が下がる」などの懸念が出た。

訪問介護は、中重度の要介護者に積極的に対応すれば報酬を上乗せする。一日に複数回ホールヘルパーが訪問する「二十四時間地域巡回型サービス」の体制整備も促す。通いを中心とした宿泊や訪問を組み合わせる「小規模多機能型居宅介護」も、訪問サービスや

れば加算する。

在宅の高齢者が日帰りで入浴介助などを受ける通所

介護(デイサービス)では、一日当たりの利用上限を二時間延長し、十四時間までにする。仕事などの事情に応じ、柔軟に利用できるようにして、家族らの負担を軽くする。

改定に合わせた見直しで、特養の相部屋代として日額四百七十円、月額だと

**V** 介護報酬・介護サービスを提供した事業者に支払われる対価の公定価格で、原則3年に一度見直される。利用者負担は

- ◆ 認知症や中重度の要介護の高齢者が地域で暮らし続けられるよう、在宅支援に重点
- ◆ 人手不足の解消に向け、職員賃金が一人当たり平均月1万2000円上がるよう「待遇改善加算」を拡充
- ◆ 平均単価は2.27%引き下げ
- ◆ 在宅に比べ施設サービスの下げ幅が大きく、特養は多くの事業者が減収になる。
- ◆ 特養の相部屋代として8月から月1万4100円前後を求める

「待遇改善加算」を拡充する。人手不足の解消に向け、職員の賃金が一人当たり平均月一万一千円上がるよう「待遇改善加算」を拡充する。

訪問介護は、中重度の要介護者に積極的に対応すれば報酬を上乗せする。一日に複数回ホールヘルパーが訪問する「二十四時間地域巡回型サービス」の体制整備も促す。通いを中心とした宿泊や訪問を組み合わせる「小規模多機能型居宅介護」も、訪問サービスや

民負担が年約2400億円抑制できる」と財務省は試算